

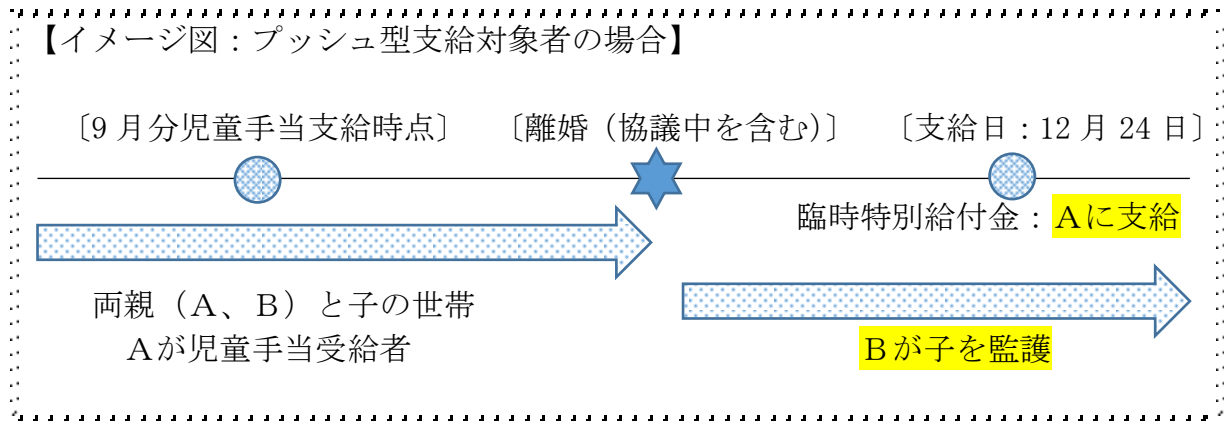
<市長記者会見資料>

子ども未来部 子ども政策課

離婚家庭等への徳島市独自の給付金の支給について

年内に支給を開始する「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、主に令和3年9月分の児童手当を受給した人が支給対象者となります。そうしたことから、この基準日以降に離婚した場合、支給対象者と、支給日時点で子どもを監護している者が異なることがあります。(イメージ図参照)

徳島市は、「子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く」という今回の給付金の趣旨を踏まえ、離婚等が原因で、事実、子どもを監護しているものの、今回の給付金の枠組みでは対象とならない方に対し、徳島市独自で、子ども1人あたり10万円を支給します。



1 支給対象者

現在、子どもを監護しているものの、支給日までの離婚等が原因で、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」の支給対象者とならない者

現在子どもを監護していることは、児童手当や、住民票の異動状況などから確認します。

2 支給金額

対象児童1人あたり10万円

3 支給方法等

本人の申し出により、申請書を送付します。

申請期間：本日から令和4年3月31日まで

以上

<問い合わせ先>
子ども未来部 子ども政策課
電話：088-621-5244